

令和 5 年（2023 年） 8 月那覇市・南風原町
環境施設組合議会 臨時会

（午前10時00分 開会）

○議長(翁長俊英)

ただいまから令和 5 年（2023 年） 8 月那覇市・南風原町環境施設組合議会臨時会を開会いたします。

○議長(翁長俊英)

これより本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付をしたとおりでございます。

~~~~~

○議長(翁長俊英)

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第70条の規定により、議長において奥間綾乃議員と、吉嶺努議員を指名いたします。

~~~~~

○議長(翁長俊英)

日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、お手元に配付しました会期日程のとおり本日、8月10日の1日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長(翁長俊英)

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日 8 月10日の 1 日間に決定いたしました。

~~~~~

○議長(翁長俊英)

日程第 3、議案第 7 号、那覇市・南風原町環境施設組合職員の分限に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

赤嶺総務企画課長。

○総務企画課長(赤嶺薫)

それでは議案第 7 号、那覇市・南風原町環境施設組合職員の分限に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書等は 1 ページ、提案理由説明書につきましても 1 ページをお願いいたします。

議案第 7 号、那覇市・南風原町環境施設組合職員の分限に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、令和 5 年 3 月 2 日の南風原町議会において、南風原町職員の定年年齢引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例が改正されたことにより、所要の規定を整備するものとなっております。

よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長(翁長俊英)

これより質疑に入りますが、通告書に基づく質疑はございません。

これにて質疑を終結いたします。

○議長(翁長俊英)

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長(翁長俊英)

討論なしと認め、これを終結いたします。

○議長(翁長俊英)

これより採決を行います。

議案第7号、那覇市・南風原町環境施設組合職員の分限に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(翁長俊英)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(翁長俊英)

日程第4、議案第8号、工事請負契約について(那覇・南風原クリーンセンター灰出し設備改良工事)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

末吉施設担当課長。

○施設担当課長(末吉智)

それでは議案書の5ページ、提案理由書の2ページをお願いいたします。

議案第8号、那覇・南風原クリーンセンター灰出し設備改良工事請負契約について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、那覇市・南風原町環境施設組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に規定する予定価格1億5,000万円以上の工事を行うため、提出するものでございます。

本工事は、那覇・南風原クリーンセンターで発生する焼却灰のセメント原料化に伴う、維持管理費用や二酸化炭素排出量の削減及び安全・安定的な操業を確保することを目的とし、令和4年度に策定しました那覇市・南風原町地域循環型社会形成推進

地域計画に基づき、令和5年度から令和6年度までの2年間で実施するものであります。

内容といたしましては、県内のセメント会社へ焼却灰を委託処理するに当たり、搬送中の焼却灰の飛散を抑えるための加湿装置の設置や、焼却灰中の不純物除去のために磁選機等の更新を行うものであります。

契約の方式につきましては、去る令和5年5月25日に開催された那覇市・南風原町環境施設組合ごみ処理施設管理運営委員会において制限付一般競争入札で実施することの承認を得た後、6月12日に公告、7月10日に開札を行っております。

その結果、請負金額6億8,640万円で、JFEエンジニアリング株式会社九州支店が落札し、令和5年7月18日付で仮契約を締結しております。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(翁長俊英)

これより質疑に入ります。発言通告書が提出されておりますので、発言を許可いたします。

岡崎晋議員。

○7番(岡崎晋)

岡崎です。よろしくお願いします。

去る7月21日のこちらでの議案説明会では、私の勉強不足もあって、この灰出し設備改良工事の入札公告を見ていなくて、予定価格も知りませんでした。この工事にはほかの企業が応札、参入できないという特別な事情があります。また、判断の材料とすべき、金額など数的な資料も添えられておりません。説明会では財源などの確認もできなかったもので、この工事の発注の仮契約に至る経緯や内容などの理解を深めたいと考え質疑いたします。

議案第8号、工事請負契約について問います。一括質疑して、一括でご答弁いただいて再質疑に入らせていただきます。

1つ、仮契約の請負代金額6億8,640万円の内訳及び財源はどうですか。

2、現場での改良工事期間と稼働開始はどうですか。

3、この設備改良工事により、何をどう改善できますか。お願いします。

○議長(翁長俊英)

末吉施設担当課長。

○施設担当課長(末吉智)

1番目の質疑にお答えいたします。

積算内訳につきましては、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針で、事後の契約において予定価格を類推させるおそれがないと認められる場合等に限り、契約を締結した後に公表できることが示されており、本工事の積算内訳書につきましても同指針に基づき、本議会の議決後に公表が可能となっております。

また、本工事の財源につきましては、交付率が2分の1の循環型社会形成推進交付金を活用し、交付金3億4,320万円、起債3億880万円、一般財源3,440万円となっております。

2番目の質疑にお答えいたします。

契約締結後、受注者と使用機器の設計協議を行い、機器製作期間を経た後、令和6年9月下旬の灰溶融炉停止後に現場での改良工事を開始し、令和7年1月上旬より稼働する予定となっております。

3番目の質疑にお答えいたします。

本改良工事によって、灰溶融炉で使用している電力を売電することにより売電収入が増えることや、灰溶融設備の維持管理費の低減等、灰溶融炉を継続して稼働した場合より費用対効果が見込まれます。また、

施設全体の安定稼働に寄与するものと考えております。以上です。

○議長(翁長俊英)

岡崎晋議員。

○7番(岡崎晋)

ありがとうございました。

金額の内訳などは本契約締結後にしか示せないということですが、私たち議会がこの議案を審議するのに、このA4の表裏1枚の資料しかなくて、追って仕様書の一部は提供していただきましたけれども、なかなか判断できる材料がなかったというふうに私は考えております。

財源については50%が国からの交付、45%を起債する。残りの5%、3,440万円を今般組合が支出するということで分かりました。

それで再質疑に入りますが、これだけの6億8,600万円の工事を契約するのに、仮契約でもって議案が上程されていますが、議会の議決を経ないで仮契約をすることができるものなのでしょうか。

○議長(翁長俊英)

大田クリーンセンター主幹。

○クリーンセンター主幹(大田裕二)

質疑にお答えいたします。

地方自治法第96条第1項第5号の規定によりますと、地方公共団体において契約の種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定められた契約を締結するに当たっては、当該地方公共団体の議会の議決が必要とされております。

したがって、本案も本組合議会の議決を要することから、そのための手続として、契約の相手方及び契約内容をあらかじめ特定しておく必要があることから仮契約を締結しております。以上でございます。

○議長(翁長俊英)

休憩します。

再開します。

岡崎晋議員。

○7番(岡崎晋)

すみませんでした。それでは大きい質疑の1つ、2つ、3つ、再々質疑、再質疑を全部やらせていただきます。

大きい質疑の1つ、再々質疑、本組合には、仮契約を締結するために必要な運用基準、または条例がありますか。自治体などによっては制定しているところがあるようです。

大きい質疑の2、再質疑、この改良工事期間中、灰溶融炉の運転停止など通常の操業にどんな影響がありますか。

再々質疑、灰溶融炉が約3か月間停止しても、通常に稼働できるということですか。

大きい3番の質疑の答弁は了解しました。灰溶融炉で使用している電力を売買することによって売電収入を増やすことや、灰溶融炉施設の維持管理のための軽減、あるいは高熱で危険が伴うのでその危険を低減するということも理解しています。灰溶融炉を継続して稼働した場合に、全体的な費用対効果がこの工事によって見込まれるということも理解しました。

それでは1つ目の再々質疑、そして2つ目の再質疑、再々質疑にお答えをお願いします。

○議長(翁長俊英)

大田クリーンセンター主幹。

○クリーンセンター主幹(大田裕二)

それでは1番目の質疑にお答えいたします。

仮契約につきまして、本組合には、明文化した運用基準や条例等はありませんが、仮契約書に「当該契約について那覇市・南風原町環境施設組合議会の同意議決を得た

ときに、その議決の日をもって本契約に切り替わるものとする。この場合管理者は、議決のあった旨を遅滞なく受注者に通知するものとする。」ことが明記されております。

では、2番目の質疑についてお答えいたします。

改良工事期間中も焼却炉は通常どおり稼働いたしますので、那覇市・南風原町のごみ処理に影響はないものと考えております。

次に、3番の質疑にお答えいたします。

改良工事期間中は、焼却灰を構内の灰ピット等に仮置きいたしますので、通常どおりの焼却炉稼働は可能であると考えております。以上でございます。

○議長(翁長俊英)

以上で通告書に基づく質疑は終了いたしました。

これにて質疑を終結いたします。

○議長(翁長俊英)

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(翁長俊英)

討論なしと認め、これを終結いたします。

○議長(翁長俊英)

これより採決を行います。

議案第8号、工事請負契約について(那覇・南風原クリーンセンター灰出し設備改良工事)は、同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(翁長俊英)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決しました。

~~~~~

○議長(翁長俊英)

日程第5、議案第9号、財産の取得について(25t級ダンプ車両)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

末吉施設担当課長。

○施設担当課長(末吉智)

それでは、議案書等の7ページ、提案理由説明書の3ページをお願いいたします。

議案第9号、財産の取得について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、那覇市・南風原町環境施設組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に規定する予定価格2,000万円以上の動産を取得するため、提出するものでございます。

本契約は、本クリーンセンターがこれまで処理していた焼却灰の処理を令和6年度に県内のセメント会社へ委託することに伴い、焼却灰の運搬業務が発生することから、業務に必要な運搬用車両として25t級ダンプ車両を購入するものでございます。

契約につきましては、令和5年4月26日に制限付一般競争入札を実施した結果、契約金額2,117万831円で沖縄日野自動車株式会社と令和5年5月10日付で仮契約を締結いたしましたので、議会の議決をもって本契約となるものでございます。

よろしくご審議下さいますようお願い申し上げます。

○議長(翁長俊英)

これより質疑に入りますが、通告書に基づく質疑はございません。

これにて質疑を終結いたします。

○議長(翁長俊英)

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(翁長俊英)

討論なしと認め、これを終結いたします。

○議長(翁長俊英)

これより採決を行います。

議案第9号、財産の取得について(25t級ダンプ車両)は、同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(翁長俊英)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決しました。

~~~~~

○議長(翁長俊英)

日程第6、議案第10号、議決内容の一部変更について(令和4~5年度 焼却設備等定期修繕)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

末吉施設担当課長。

○施設担当課長(末吉智)

それでは議案書の9ページ、提案理由説明書の4ページをお願いいたします。

議案第10号、議決内容の一部変更について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、令和4年2月4日に那覇市・南風原町環境施設組合議会で議決された議案第4号、令和4~5年度 焼却設備等定期修繕に係る修繕請負契約について、設計変更に伴う修繕請負変更契約であります。

設計変更の主な内容といたしましては、契約締結後に発生した経年劣化に伴う、集じん器にて捕集された飛灰に、薬剤等を混合させる混練機の主要構成部品の交換や、排ガス中の有害物質を除去するためのアンモニアガスを発生させる装置である、アンモニア気化器本体の一部取替などを行うた

めの増額変更であります。

変更前の金額は10億2,630万円、変更後の金額は11億596万2,000円で、7,966万2,000円の増額となり、現請負業者でありますJFEエンジニアリング株式会社九州支店と令和5年7月10日付で仮契約を締結しております。

よろしくご審議下さいますようお願い申し上げます。

○議長(翁長俊英)

これより質疑に入りますが、通告書に基づく質疑はございません。

これにて質疑を終結いたします。

○議長(翁長俊英)

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(翁長俊英)

討論なしと認め、これを終結いたします。

○議長(翁長俊英)

これより採決を行います。

議案第10号、議決内容の一部変更について(令和4～5年度 焼却設備等定期修繕)は、同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(翁長俊英)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決しました。

~~~~~

○議長(翁長俊英)

日程第7、報告第3号、令和4年度那覇市・南風原町環境施設組合一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

玉寄次長兼所長。

○次長兼所長(玉寄博道)

議案書の15ページと16ページ、提案理由説明書の5ページをお開きください。

それでは説明いたします。報告第3号、令和4年度那覇市・南風原町環境施設組合一般会計繰越明許費繰越計算書について、報告理由をご説明申し上げます。

本件は、令和5年2月那覇市・南風原町環境施設組合議会定例会におきまして、議決を得た地方自治法第213条に規定する繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したため、同法施行令第146条第2項の規定に基づき、その繰越計算書を議会に報告するものであります。

今回の繰越しは、繰越総額7,036万4,804円で事業件数3件となっており、令和4年度予算総額33億295万7,000円に対する繰越率は2.1%となっております。

事業の繰越理由について、ご説明いたします。

物品購入(ホイールローダー)は1,188万円の繰越しで、コロナ禍による世界的な半導体供給不足により海外工場の減産を受け出荷遅延が発生しており、納品が間に合わないことから繰り越したものです。

次に、各種空気圧縮機修繕事業は825万円の繰越しで、コロナ禍による半導体や電子部品、樹脂材が納期遅延しており、原材料の調達に時間がかかったことから繰り越したものです。

最後に、周辺まちづくり事業は5,023万4,804円の繰越しで、当該公園整備に関して地域住民等との調整に時間を要し、工事発注に遅れが生じたため、繰り越したものです。以上、ご報告申し上げます。

○議長(翁長俊英)

これより質疑に入りますが、通告書に基

づく質疑はございません。

これにて質疑を終結いたします。

○議長(翁長俊英)

これで報告第3号、令和4年度那覇市・南風原町環境施設組合一般会計繰越明許費繰越計算書についてを終了いたします。

~~~~~

○議長(翁長俊英)

日程第8、報告第4号、専決処分の報告について(施設損害賠償事故)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

末吉施設担当課長。

○施設担当課長(末吉智)

それでは議案書の17ページ、提案理由説明書の6ページをお願いいたします。

報告第4号、専決処分の報告について、報告理由をご説明申し上げます。

令和4年9月30日(金)午前9時30分頃、那覇市許可車両が那覇・南風原クリーンセンター内プラットホーム7番ゲートで、ごみをピットへ投入中に本組合職員が誤って7番ゲートの扉を閉めてしまい、許可車両の後方両側を破損させてしまったものであります。

過失割合は本組合が100%、相手方は0%、賠償金額は62万4,800円で示談が成立し、賠償金につきましては本組合が加入している大同火災海上保険株式会社の施設保険が適用されております。

なお、本件は地方自治法第180条第1項の規定に基づき、平成12年2月17日議会の議決により指定された、1件200万円以下の損害賠償の額の決定及び和解について、令和4年12月26日に当該事項の専決処分を行ったので、同条第2項の規定により報告

するものです。以上です。

○議長(翁長俊英)

これより質疑に入りますが、通告書に基づく質疑はございません。

これにて質疑を終結いたします。

○議長(翁長俊英)

これで報告第4号、専決処分の報告について(施設損害賠償事故)を終了いたします。

~~~~~

○議長(翁長俊英)

次に、議決事件の条項・字句及び数字等の整理について、お諮りいたします。

本臨時会において議決されました議案については、会議規則第37条の規定により、その条項・字句・数字・その他の整理を要するものについては、それを議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(翁長俊英)

ご異議なしと認めます。よって、条項・字句・数字・その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

○議長(翁長俊英)

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて、令和5年(2023年)8月那覇市・南風原町環境施設組合議会臨時会を閉会いたします。

(午前10時32分 閉会)

上記のとおり議事録を整理し、署名する。

議 長

翁長 茂

署名議員

奥間 綾乃

署名議員

吉 廣 努